



目 次	ページ
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県知事選挙の候補者がポスターの掲示を開始することができる日の定め (10・28掲示)	1
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (〃)	1
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (〃)	1
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (〃)	1
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正 (〃)	2
○高知県知事選挙の期日 (10・29掲示)	2
○高知県知事選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任 (〃)	2
○高知県知事選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め (〃)	2
○高知県知事選挙において放送する候補者の政見放送及び経歴放送の日時を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め (〃)	2
○高知県知事選挙におけるテレビジョン放送による政見放送を行うことができない候補者等の経歴放送の実施 (〃)	2
○高知県知事選挙における投票用紙の色の定め (〃)	3
○高知県知事選挙における選挙会の日時及び場所の定め (〃)	3
○高知県知事選挙における開票の事務と選挙会の事務との合同に関する告示 (〃)	3
○高知県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (〃)	3
高知県知事選挙選挙長告示	
○高知県知事選挙における選挙長の告示方法 (10・29掲示)	3

○高知県知事選挙における立候補の届出の受付要領の定め (〃)	3
○高知県知事選挙における選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め (〃)	3
○高知県知事選挙の候補者の届出 (〃)	4
○高知県知事選挙の無投票 (〃)	5

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第89号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定に基づき、平成27年11月15日に行う予定の高知県知事選挙の候補者がポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターの掲示を開始することができる日を次のとおり定めた。

平成27年10月28日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
高知県知事選挙の選挙の期日を告示する日

高知県選挙管理委員会告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,373人である。

平成27年10月28日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、169,770人である。

平成27年10月28日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年10月28日（揭示済）	
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信	
高知市選挙区	92,022人
室戸市・東洋町選挙区	5,186人
安芸市・芸西村選挙区	6,330人
南国市選挙区	13,110人
土佐市選挙区	7,827人
須崎市選挙区	6,420人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	8,051人
土佐清水市選挙区	4,272人
四万十市選挙区	9,744人
香南市選挙区	9,208人
香美市選挙区	7,659人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,303人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,671人
吾川郡選挙区	8,745人
高岡郡選挙区	17,254人
黒潮町選挙区	3,410人

高知県選挙管理委員会告示第93号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年10月28日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

2 老人ホームの表中「特別養護老人ホームシーサイドホーム桂浜」を「社会福祉法人C I J 福祉会特別養護老人ホームシーサイドホーム桂浜」に、

社会福祉法人香南会有料老人ホームあさくらの里	高知市朝倉丙1598番地 1
------------------------	----------------

を

社会福祉法人香南会有料老人ホームあさくらの里	高知市朝倉丙1598番地 1
社会福祉法人C I J 福祉会特別養護老人ホームつむぐ	高知市長浜6598番地 4

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第94号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、高知県知事選挙を平成27年11月15日に行う。

平成27年10月29日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第95号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成27年11月15日に行う高知県知事選挙の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成27年10月29日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 選挙長
香美市香北町太郎丸549番地 1 恒石 好信
- 2 選挙長職務代理者
高知市春野町南ケ丘五丁目11番地 1 成田 浩

高知県選挙管理委員会告示第96号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定により、平成27年11月15日に行う高知県知事選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成27年10月29日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 日時
平成27年10月30日 午後6時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室

高知県選挙管理委員会告示第97号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、平成27年11月15日に行う高知県知事選挙において放送する候補者の政見放送及び経歴放送の日時を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成27年10月29日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 日時
平成27年10月29日 午後6時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室

高知県選挙管理委員会告示第98号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第4条第1項ただし書の規定により、平成27年11月15日

に行う高知県知事選挙においてテレビジョン放送による政見放送を行うことができない候補者又はテレビジョン放送による政見放送を行わない候補者について、その経歴放送は、政見放送を行う全候補者の放送終了後に行うものとする。この場合において、政見放送を行うことができない候補者又は政見放送を行わない候補者が合わせて2人以上あるときは、その順序は、くじで決定することとし、そのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成27年10月29日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

1 日時

平成27年10月29日 午後7時

2 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階

高知県選挙管理委員会室

高知県選挙管理委員会告示第99号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成27年11月15日に行う高知県知事選挙における投票用紙の色を次のとおり定めた。

平成27年10月29日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

投票用紙の色

浅葱色の紙に黒色のインクで印刷したもの

高知県選挙管理委員会告示第100号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、平成27年11月15日に行う高知県知事選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成27年10月29日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

1 日時

平成27年11月18日 午前10時

2 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁1階

高知県庁正庁ホール

高知県選挙管理委員会告示第101号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定により、平成27年11月15日に行う高知県知事選挙における開票の事務と選挙会の事務とは、併せて行わないこととする。

平成27年10月29日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第102号

平成27年11月15日に行う高知県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、28,530,400円である。

平成27年10月29日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

**高 知 県 知 事 選 挙
選 挙 長 告 示**

高知県知事選挙選挙長告示第1号

平成27年11月15日に行う高知県知事選挙における高知県知事選挙選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成27年10月29日（揭示済）

高知県知事選挙選挙長 恒石 好信

高知県知事選挙選挙長告示第2号

平成27年11月15日に行う高知県知事選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成27年10月29日（揭示済）

高知県知事選挙選挙長 恒石 好信

1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに高知県知事選挙選挙長の事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。

2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順序を決めるくじを行う。

3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

4 高知県知事選挙選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成27年10月29日午前9時30分までは、同所高知県庁1階高知県庁正庁ホールに置く。

高知県知事選挙選挙長告示第3号

平成27年11月15日に行う高知県知事選挙における選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成27年10月29日（揭示済）

高知県知事選挙選挙長 恒石 好信

1 日時

平成27年11月12日 午後6時

2 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階

高知県選挙管理委員会室

高知県知事選挙選挙長告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、平成27年11月15日に行う高知県知事選挙の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成27年10月29日（揭示済）

高知県知事選挙選挙長 恒石 好信

受付 番号	届出 の別	候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	おざき 正直	男	高知県	高知県高知市鷹匠町二丁目2番6号	昭和42. 9. 14	無所属	高知県知事
				一のウェブサイト等のアドレス				

高知県知事選挙選挙長告示第5号

平成27年11月15日に行う高知県知事選挙において、届出のあった候補者が1人であるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第127条の規定により、投票は、行わない。

平成27年10月29日（揭示済）

高知県知事選挙選挙長 恒石 好信